

## ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
高齢者の短期入所 (養護老人ホーム)	社会適応が困難な高齢者を養護老人ホームに短期入所し、生活習慣等の指導を受けることができます。	65歳以上の虚弱高齢者で必要と認められる方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> 高年福祉係
高齢者の日常生活用具の 給付	火災の予防の配慮が必要なねたきり、認知症等のひとり暮らし高齢者等に、電磁調理器、火災警報器、自動消火器を給付します。	65歳以上の要介護認定「要介護1～5」のひとり暮らしの方等 (市民税非課税世帯)	
介護用品の支給	在宅ねたきり高齢者等に介護用品(紙おむつ等)を現物支給します。(上限 8,000 円/月)	要介護認定「要介護3～5」の方を介護する家族(介護者及び要介護者世帯が市民税非課税世帯)	
福祉電話の貸与	ひとり暮らし高齢者の安否確認及び緊急時の連絡のため、電話のない方に対し、電話機の貸与及び設置工事費の助成を行います。	65歳以上のひとり暮らしの方で、電話(携帯電話を含む)を有さず、近隣に扶養義務者がいない人。(所得税非課税世帯)	
緊急通報発信装置の貸与 (安心コール)	ひとり暮らし高齢者等の緊急事態に対応するため、希望者に緊急通報発信装置(安心コール)を貸与します。利用希望者は近隣協力員2名の確保、固定電話もしくは携帯電話を保有している必要があります。	①65歳以上のひとり暮らしの方 ②寝たきり又は認知症高齢者を抱える高齢者2人世帯 ③ひとり暮らしの重度身体障害者(身体障害者手帳1級又は2級)	
高齢者等住宅改造費助成	歩行、入浴等に介助が必要な高齢者及び障がい者が居住する住宅を改造する場合、改造費を助成します。(事前申請のこと)	要介護認定「要支援1～要介護5」の高齢者等(生計中心者の所得に応じ費用負担及び所得制限あり。対象住宅に条件あり)	
居場所検索用端末機の 貸与	行方不明のおそれのある認知症高齢者を介護している家族に居場所検索用端末機を貸与し、認知症高齢者の居場所の早期発見を図ります。	65歳以上の認知症高齢者を介護する家族	

## ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
認知症診断費等助成事業(早期支援事業)	認知症チェックシートの提出により図書カードを送付し、認知症の疑いがある方へ診断費用を助成します。さらに、認知症と診断された場合は、居場所検索用端末機(GPS)の基本料金(1年間分)、又はタクシー券(6,000円分)を助成します。自動車運転免許更新時等に医師の診断が必要となった場合(第1分類認定)、及び若年性認知症と診断された65歳未満の方も同様に診断費用を助成します。	認知症と診断されていない 65歳以上の方	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> 高年福祉係
認知症あんしんプロジェクト事業	認知症と診断され、在宅で生活されている方に認知症サポート給付金(20,000円)を支給します。また、「あかしオレンジ手帳」及び「あんしんチケット(3つの無料券)」も交付します。	年齢に関係なく認知症と診断され、在宅で生活されている方 ※施設(特別養護老人ホームやグループホーム、サービス付高齢者住宅等)入所の方は非該当 ※過去にこの事業を利用していない方のみ	
認知症家族会・あった会	認知症高齢者を介護している家族や介護経験者等が集い、介護体験の交流を行い、互いに励ましあうとともに助言や情報の提供を行います。 原則、第2金曜日 13:30~15:30	認知症高齢者の介護者 (認知症高齢者本人も出席可。事前に電話連絡が必要)	
若年性認知症交流会	若年性認知症の方とその家族が、レクリエーションや運動を通じて交流を楽しんだり、家族同士の情報交換等を行う交流会を開催しています。(※状況に応じて時間を短縮する場合があります) 原則 第4土曜日 10:00~14:00 費用:参加費200円	若年性認知症の方及び若年性認知症の疑いのある方とその家族	社会福祉協議会 認知症相談ダイヤル TEL(926)2200
ふれあい会食	会食会場に集い、昼食をともにすることで、地域住民との交流を図り、高齢者の孤食と閉じこもりを予防します。 (月2回・1食 400円)	65歳以上のひとり暮らしの方又は夫婦の一方が虚弱の状態にある65歳以上の高齢者世帯に属する方	地域共生社会室 <共生社会づくり担当> TEL(918)5292

## ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内 容	対 象 者 及 び 要 件	窓 口
補聴器購入費の助成	難聴により生活に支障が生じている高齢者に新たな補聴器の購入にかかる費用の一部(上限 20,000 円)を助成します。	①65歳以上の方 ②聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていない方 ③耳鼻咽喉科の医師から補聴器の必要性を認める証明を受けた方	
家族介護手当	在宅の介護を要する高齢者の介護者に手当を支給します。 年額 100,000 円(要件確定後に支給)	65歳以上の要介護認定「要介護4・5」の方で介護保険のサービス等を過去1年間受けていない方の介護者(介護者及び要介護者世帯が市民税非課税世帯)	高齢者総合支援室 < 高年福祉担当 > 高年福祉係
安否確認事業 (地域見守りあんしんプロジェクト)	ひとり暮らしの高齢者の安否確認と健康増進を図るため、見守りサポーター(社会福祉協議会の職員)が家庭訪問し、飲料を手渡して配付します。(月1回訪問)	75歳以上のひとり暮らしの方(近隣に1親等以内の親族がいない方)	
特別障害者手当	寝たきりや重度の認知症の方など、在宅で常時特別の介護を必要とする方を対象に月額 27,980 円の手当を支給します。	・指定の医師診断書で審査 ・本人、家族の所得要件あり	障害福祉課 TEL(918)1344
友愛訪問	ひとり暮らしの孤独感を和らげるため、民生児童委員が対象者宅へ随時訪問し、社会参加を促し各種相談等に応じます。	65歳以上のひとり暮らしの方等	地域の民生児童委員
要援護者見守りSOS ネットワーク事業	要援護者として登録している高齢者や障がい者等が、外出中に行方が分からなくなった際に、SOSネットワーク協力者(福祉サービス従事者や民生児童委員等)に検索メールを送信することで早期発見の一助とします。	外出中に道に迷うなどのおそれのある高齢者等	
車いすの貸出し	社会福祉協議会(総合福祉センター内)や地域の貸出拠点(自治会館やコミュニティ・センターの一部など)において無料で車いすの貸出しを行います。(地域の貸出拠点は社会福祉協議会のホームページに掲載)	車いすが一時的に必要な市民(介護保険制度で車いすレンタルの対象となる方で、かつ常時車いすの利用を必要とする方を除く。ただし、短期間の貸出しは可)	社会福祉協議会 TEL(924)9105

## ひとり暮らし・ねたきり・認知症高齢者等

※ひとり暮らし高齢者等のサービス利用に際しては、事前に登録が必要な場合があります。

事業名	内容	対象者及び要件	窓口
要援護者ごみ戸別収集 (ふれあい収集)	地域や身近な人、親族等によるごみ出しの協力が得られないひとり暮らしの方等で、自らごみを持ち出すことが困難な高齢者や障害者を対象に、面談・審査のうえ決定後、ごみの戸別収集を行います。	・65歳以上の要介護認定「要介護2」以上で、介護保険のホームヘルプサービスを受けている方 ・その他上記に相当する方	収集事業課 TEL(918)5780
水道料金・下水道使用料の減免	ひとり暮らし高齢者の水道料金・下水道使用料の基本料金を半額減免します。(水道料金お客様センターへ申請が必要)	4月1日現在、65歳以上のひとり暮らしの方(使用場所と住民票が一致する方(同一住所世帯分離不可)、所得制限あり、生活保護もしくは中国残留邦人等の支援給付を受けていない方)	水道料金お客様センター TEL(915)0270
通院支援タクシー利用券の交付	一般の公共交通機関を利用することが困難な要介護状態の在宅高齢者に対して、通院用のタクシー利用券を交付します。(他の制度との併用は不可)	一般の公共交通機関を利用することが困難な65歳以上の要介護認定「要介護1以上」の在宅高齢者	高齢者総合支援室 <高年福祉担当> いきいき係
みんなの給食	月に1回程度、中学校区コミュニティ・センターで昼食(中学校給食)を提供します。(1回・400円)	65歳以上の方	